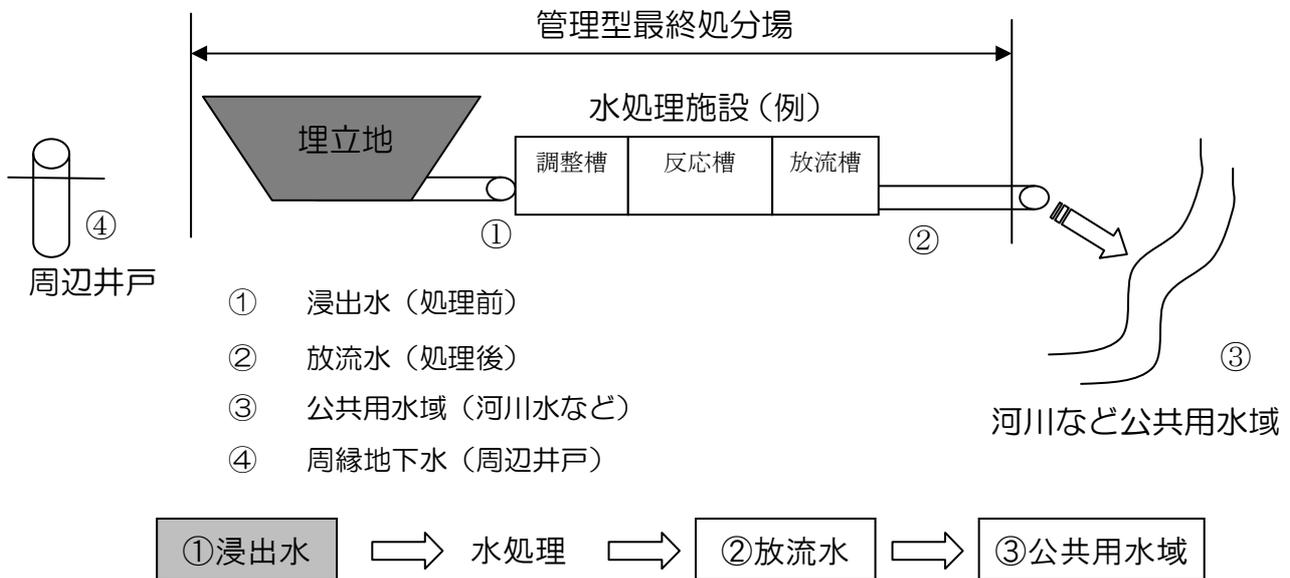


最終処分場の排水等の検査について

1 測定対象のイメージ



2 最終処分場の維持管理基準

- (1) 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3カ月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。
- (2) その維持管理基準は、周辺の公共用水域における3カ月間の放射性物質の平均濃度が下記のとおりとなるように、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム 134}}{60} + \frac{\text{セシウム 137}}{90} \leq 1$$

3 検出下限値について

県では平成24年度以降、国のガイドラインよりもはるかに低い検出下限値で測定し、結果を公開しています。

放射能濃度等測定方法ガイドライン H25.3 第2版（環境省）

試料（測定対象）	検出下限値（Bq/kg）	
	国のガイドライン	県の測定※
排水（放流水）	10～20	0.5～0.8
河川水、周縁地下水等	1～2	0.4～0.9

※：測定の都度、試料の性状（不純物の多さ）によって異なります。